

第1分科会講演資料 福祉国家スウェーデンの挑戦

—脱高齢・次世代未来志向・開放社会の展開—
前・駐スウェーデン特命全権大使

渡邊芳樹

2015年6月



スウェーデンモデルを支える力

全員参加型の労働市場と皆納税

(就労第一の原則)

- 元気な女性と移民による開放社会
- 働いて納税して得る社会の居場所
- 病休者・失業者・年金受給者も皆納税

市場ルール型の公共部門運営

- 中央・地方を通じた企業会計原則
- 分厚い公共の財源は公的に調達し、
公共部門運営には幅広い民間企業参入

強く安定した政治の機能

- 財務大臣がオピニオンリーダー No.1
- 国会と政権の運営における現実主義
- 個人情報を含むIT活用の徹底



2011年11月9日DN紙

現代スウェーデンに学び考える

- 高齢者医療介護の質を維持しつつ、政策の重点を子供や子育てをしながら働く世代、障害者への手厚い人的投資に移す(次世代志向の政策)
- 個人情報 の 機微 に 正面 から 向き 合い 克服 し、IT の 社会的 活用 による 改革 を 実行 する (未来 志向 の 政策)
- 生活 中 での 「自然 死」、 「独立 死」 を 厭わ ない 「自立 の 覚悟」 と QOD を 重視 する (自律 志向 の 国民 の 姿)
- 世界 が 注目 : 日本 の 少子 高齢 ・ 人口 減少 社会 の 克服
- 欧州 から の 問い かけ : 指導 的 地位 ・ 移民 ・ 女性 ・ 雇用
- スウェーデン の 政変 に 学ぶ : 政治 的 経済 的 安定 と 国民 の 希望 と 不安 の 不均 衡 。 それ を 乗り越 える 政党 間 コンセンサス 形成 力。



(参考)スウェーデンの障害者支援政策

- ・コミュニティ(市)を中心に在宅・施設サービスを提供し障害者の日常生活を支援。
- ・雇用主への賃金補助、国営企業サムハルによる(準)保護雇用政策。(障害者の法定雇用率は不存在)
- ・活動補償金・傷病補償年金(旧障害年金)による障害による就労能力の減退に対する所得保障。
- ・差別禁止法による労働市場・雇用、社会サービス等における差別禁止。平等オンブズマンによる監視、対応、啓蒙。
- ・「障害者の権利に関する条約」を批准(2008年)。2016年までの国の障害者政策5カ年計画を掲げ取組を推進。

保健福祉サービス

➤ コミュニティ(市)が中心となり障害者の日常生活を支援

- 特定の機能障害者(知的・身体・精神)に対する特別の支援
(「特定の機能障害者に対する援助及びサービスに関する法律」(LSS法))

対象: 約6万4,200人(2012年)

- ・パーソナルアシスタント
衣服の着脱、トイレ、食事、移動、就労、家計、コミュニケーション等、日常生活を送る上で必要な個別の援助
【20時間以上については国(社会保険庁)が認定・財政負担】
 - ・グループホーム、ケア付き住宅の提供
 - ・コンタクトパーソン、ガイドヘルプ(付添い)、デイ活動
 - ・レスパイト、ショートステイ、延長学童保育 等
- ※65歳以降に新たに支援対象となることはできない。

- 支援が必要な障害者全般に対する社会サービス (「社会サービス法」)

- ・ホームヘルプ、夜間巡回、緊急アラーム、デイケア、ショートステイ 等

- 保健医療サービス (「保健医療法」) ※ランスタング(県)が提供

- ・病院における医療、訪問看護
- ・ハビリテーション(機能発達促進)、リハビリテーション(機能回復)
- ・補装具支給 等 ※訪問看護等はコミュニティ(市)に移管可能

- その他

- ・交通移動サービス
- ・自動車補助(購入、改造の費用負担)(社会保険庁)
- ・障害を持つ児童の親への障害児介護手当(社会保険庁)

就労支援と所得保障

- 雇用政策としては完全雇用を志向。
- 雇用仲介庁(職業安定所)を中心に職業訓練、雇用主への賃金補助等の労働市場プログラムを実施。
- 国営企業サムハルによる(準)保護雇用。

- 国営企業サムハル **samhall**

- ・保護雇用実施組織を再編して1980年に基金として設立。
- ・雇用機会の提供による障害者の成長促進・外部への就職支援を目的・目標とする。
- ・雇用機会の提供や財務状況について具体的な数値目標を設定。
- ・約2万人を雇用。機械等の製造・組立て、清掃・洗濯、高齢者向けサービス等。



- 就労能力減退・追加費用等を踏まえた所得保障

- ・就労能力の減退に応じた
活動補償金(19歳～26歳) 約2.8万人、平均約7600SEK/月
傷病補償金(30歳～64歳) 約37.2万人、平均約9000SEK/月
※旧障害年金。65歳以上は通常の老齢年金を支給
- ・活動補償金・傷病補償年金受給者への住宅手当
約12.3万人、平均約2900SEK/月
- ・障害による追加費用のための障害者所得補償金(19歳～64歳)
約6.1万人、平均約1600SEK/月) **4**